

物品購入契約書

契 約 物 品	品 名	規 格	数量	単位	単価 (円)	金額(円)
	合 計 金 額 (1円未満切り捨て)					円
	消費税等相当額 (1円未満切り捨て)					円
契 約 金 額	¥					
納 入 期 限	令和 年 月 日					
納 入 場 所	高 槻 市 指 定 場 所					
契約保証金	¥					
そ の 他 特 記 事 項	なし					
	消費税等相当額は、契約金額に10／110を乗じて得た金額である。					

上記物品について、高槻市（以下「発注者」という）と（以下「受注者」という）とは、この契約書に定める条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約締結を証するため、本証書二通を作成し、双方記名押印のうえ各自一通を所持する。ただし、契約内容を記録した電磁的記録を作成することによりこの契約を締結するときは、双方が当該電磁的記録に電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。

令和 年 月 日

高槻市桃園町2番1号

発注者 高槻市

代表者 高槻市長 濱田 剛史

住所

受注者 商号又は名称

代表者

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の物品の購入契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書及び図面等に基づき、これを誠実に履行しなければならない。
- 2 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が完了した後も同様とする。
- 3 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承認、及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 5 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(契約の保証)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、発注者においてその必要がないと認めた場合は、この限りではない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の100分の5以上としなければならない。
- 3 受注者は、第1項第4号に掲げる保証を付したときは、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の5以上の額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得ている場合は、この限りでない。

(誓約書の提出等)

- 第4条 受注者は、受任者又は下請負人等が、高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことを表明した誓約書を、それぞれから徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りではない。
- 2 発注者は、受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者を受任者又は下請負人等としている場合は、受注者に対して、当該委任又は下請契約等の解除を求めることができる。
- 3 前項の規定により契約の解除を行った場合における一切の責任は、受注者が負うものとする。

(納入方法)

- 第5条 受注者は、物品を納入しようとするときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 受注者は、品名、規格、数量、単価等を記載した納品書を添えて、自己の負担をもって発注者の指定する場所に物品を一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(検査、引渡し及び所有権の移転)

- 第6条 受注者は、物品を納入するときは、発注者の検査を受け、これに合格したときは遅滞なく発注者に引き渡さなければならない。
- 2 発注者は納入日から10日以内に検査を行うものとする。

3 検査の結果、発注者が合格と認めないときは、受注者は、自己の費用をもって発注者の指定する期限内に修補、代品との取替え又は不足分の納入を行い、さらにその検査を受けなければならない。

4 物品の所有権は検査に合格し、引き渡したときをもって、受注者から発注者に移転するものとする。
(一般的損害等)

第7条 前条第4項による所有権の移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害はすべて受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。
(代金の支払)

第8条 受注者は、第6条第1項の規定による検査、引渡しの完了後、代金を請求することができる。

2 発注者は、受注者から請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。ただし、第5条第2項ただし書の規定により一部の納入が認められたときはその残部のすべてが納入され、第6条第1項の規定による検査、引渡しが完了し、受注者から請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第9条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、当該物品の修補、代品との取替え又は不足分の引渡しによる追完を請求することができる。

2 前項の場合において、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得て、発注者が請求した方法と異なる方法による追完をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 追完が不能であるとき。

(2) 受注者が追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が催告をしても、契約の目的を達するのに足りる追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、当該不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は追完または代金の減額を請求することができない。

(履行の延期承認)

第10条 受注者は、天災地変その他やむを得ない事由により、納入期限内に契約物品を納入できないときは、直ちにその事由を詳記した書面により、発注者に納入延期の申出をなし、その承認を得なければならない。

2 前項の申出は納入期限内にしなければならない。

(履行遅延)

第11条 受注者は、納入期限内に契約物品を納入できない場合は、契約金額（履行が可分の契約であるときは、履行遅延となった部分の金額）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算して得た額を履行遅延に係る損害金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条により発注者の承認を受けたときはこの限りでない。

(内部通報)

第12条 受注者又はこの契約の従事者は、発注者の法令等の違反又はそのおそれ、若しくは不当な事実を知った場合、高槻市職員等からの内部通報に関する規則（平成24年高槻市規則第45号）に基づき、その事実を発注者が置く内部通報相談員に内部通報を行うことができる。

(解除等)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 正当な理由なく第9条第1項の規定による追完がなされないとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、この契約の履行に当たり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (4) 受注者の経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第3条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずにこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は担保に供したとき。
- (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質又は発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) この契約の締結又は履行について受注者に不正な行為があったとき。
- (7) 受注者がこの契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (8) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 受注者が暴力団員又は暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）であるとき。

ロ 受注者が暴力団員等に該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (9) 受注者が発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
- (10) 受注者が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当すると判断したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求)

第14条 発注者は、次の各号いずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を受注者に対し請求することができる。ただし、その債務不履行が受注者の責めに帰することできない事由であるときは、この限りでない。

- (1) 第9条第1項に規定する契約不適合があるとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- (違約金)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第13条又は第16条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154

号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は当該保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

4 第1項及び前項の規定による違約金の支払いは、別に損害賠償の請求を妨げるものではない。

(談合等不正行為による解除)

第16条 発注者は、この契約に関し、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。

(2) 独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。

(3) 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の9第1項の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき、又は同法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号（同令第167条の11において準用する場合を含む。）に該当すると認められたとき。

(談合等不正行為があった場合の賠償額の予定等)

第17条 受注者は、この契約に関し、第1号から第4号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、物品の引渡し完了後も同様とする。

(1) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った排除措置命令が確定したとき。

(2) 受注者に違反行為があったとして公正取引委員会が行った納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定により課徴金を納付すべき事業者が、同法第7条の4第1項の規定により納付命令を受けなかったとき。

(3) 前条第4号に規定する刑が確定したとき。

(4) 前条第5号に該当したとき。

2 前項の場合において、発注者に生じた実際の損害額が、前項に規定する賠償額を超える場合にあっては、受注者は、超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約不適合責任期間)

第18条 発注者は、引き渡された物品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、その不適合を知ったときから1年以内に受注者に通知しなければ、契約不適合を理由とした追完、損害賠償及び代金の減額の請求並びに契約の解除をすることができない。ただし、発注者が物品の引渡しを受けた時点において、受注者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(補則)

第19条 発注者、受注者、双方は信義誠実をもってこの契約を履行し、この契約書に定めていない事項については地方自治法、同施行令、高槻市財務規則等の法令、規則によって決定するほか、細部については双方協議して決定する。